

内部通報制度について

法令遵守や教職員倫理の向上を図り、広く県民から信頼される大学づくりを進めていくため、コンプライアンス（倫理・法令遵守）の推進に取り組んでいます。

そのための体制づくりとして、愛知県公立大学法人（以下「法人」）の役員及び教職員のコンプライアンスに反する行為の情報等を受付ける「通報窓口」の設置を始めとする審査処理体制が、下記のとおり定められています。

1 通報窓口

通報しやすい環境を整備するため、法人内において、コンプライアンスの実行を監査する内部監査室窓口を設置し、また、法人の外部にも通報窓口を設置しています。窓口は、法律と会計のそれぞれの専門家に依頼しています。

① 法人内窓口

- ・ 監査室 TEL (0561)76-8906（直通）
FAX (0561)64-1101
E-mail kansa@puc.aichi-pu.ac.jp

② 法人外窓口

- ・ 熊田法律事務所（弁護士 熊田均）TEL (052) 961-8623
- ・ 柘植公認会計士事務所（公認会計士 柘植里恵）TEL (052) 726-8550

2 通報できる項目

- ① 法人の運営に関する役員及び教職員の倫理・法令違反行為及びその可能性が高い行為
- ② 法人の役員及び教職員の行為がコンプライアンスに反する行為か否かについての相談
なお、ハラスメントについては、ハラスメント専門相談員、学生相談員及び学生相談室担当職員が相談窓口となっています。

3 利用できる者

- ① 県立大学及び芸術大学の学生
- ② 法人の役員及び教職員（非常勤も含む）
- ③ 法人に派遣されている労働者
- ④ 法人との請負契約その他の契約で継続的に労務を提供している取引業者の労働者（常駐者）

4 通報の方法

電話、電子メール、ファクシミリ、書面郵送又は口頭（面談）のいずれか。

実名による通報を原則としますが、本人の希望により、法人（監査室）への通知に際し匿名化する場合があります。

5 審査処理体制

窓口で受付けた後、監査室で必要な調査を行います。また、必要に応じ、調査委員会を設置します。